

労供事業を土台に 派遣事業体を設立 職能組合としての自立と協同

労供労組協は、昨年の総会で派遣事業体を検討していくことを確認し、これまで準備会を設けて準備してきました。現在、この派遣事業体を企業組合として設立する準備が急ピッチで進んでいます。

派遣事業体の設立の意義や派遣事業体の性格、今後の運動のあり方などについて林事務局長に話を聞きました。

Q1. 労供労組協が派遣事業体を検討した理由は？
どうして労供事業だけではいけないのですか？

A1. 労供事業がかかえてきた問題は「事業主性」です。労供事業組合が社会的に事業主と認められていません。そのために社会労働保険などの適用団体として認められず、派遣事業を用意することにより、擬制的に労供の事業主性を確保します。

Q2. 派遣事業体について労働省の考えは？
A2. 労働組合の労供事業を基礎にした上で、派遣事業体を組



Q3. 派遣事業体は、労供労組協と加盟組合との関係はどうなりますか。また、派遣事業体に参加したい場合や、出資したい場合にはどうしたらいいですか？

A3. 派遣事業体(企業組合)を職能組合別に構成していく方針です。当面、看護・家庭部会、情報部会、それぞれ看護・家庭サービズ(ヘルパー)、OAS(オアシス)派遣事業を準備します。労供労組協の関係組合への積極的な参加を訴えます。これから具体化することですが、例えば、一口一〇万円(組織)、一万円(個人)などの形で出資を要請していきます。

単に出資するといっておつきあいでなく、「労働運動に新たな展望を開く」位置づけで、

その後の事業展開に協力を要請します。

Q4. 株式会社と企業組合との違いはなんですか？

A4. 企業組合は、協同組合法に基づく「協同組合」の一種です。一人一票の原則、配当金の制限、一人あたりの出資金の制限など、営利性・投機性を仕組みとして排除しています。

Q5. 企業組合の連合体(仮称・クラフトユニオン)はどんな役割があるのですか？

A5. 連合体と考えているわけではなく、あくまでも労供労組協の中のひとつのグループとして機能していくことになり、協同組合間協同ということも、協同組合の原則ですから、当然、協力関係を強めます。

労供労組協内にはすでに、観光労連の株式会社フォーラムジャパン、電算労の企業組合コンビュータ・ユニオンが機能しています。

労供労組の外に目を向けると、たくさんの方から「おつきあいで活動しています。こうしたさまざまな運動との協力関係も必要になると思います。」



労供事業の運用で労働省に要請

労供労組協は、さる四月二二日(月)、労供事業の運用に関して労働省と交渉しました。

労供労組協からは林事務局長ほか四名、労働省側からは職業安定局民間需給調整事業室田中室長補佐、労働者派遣事業鶴谷係長が出席しました。

田中室長補佐は、派遣法及び職安法の国会での改定は「一緒の審議になるだろう」と述べ、私たちの要請書に対して「おおまかのように答えました。」



労供事業の許可条件については、供給地域の範囲を全国にする必要がある。許可の有効期間の五年は問題ない。更新手続きの簡素化は考えているので要望があれば出してほしい。

労働組合の派遣事業体については、派遣元責任者の要件(実務経験三年)は、労供事業の実務経験でもできるように検討する。財産的基礎については、一

般の派遣会社との均衡という点からも考える必要があるが、通常の半分くらいを二つの案として考えている。

以上が要請書に対しての主な回答です。その他、労供労組協からは、派遣会社の派遣期間は一年だが、労供からの派遣はそれを越える長い期間のものもあるので検討してほしいと述べたのに対して、田中室長補佐は三年程度を考えていると答えました。しかし、労供事業の場合、職種にもよりますが、それをほかに超える期間供給している実態を述べると、田中室長補佐は、いろいろと話を聞かせてほしいと述べるにとどまりました。また、日雇労働者の雇用保険の受給要件の緩和に対しては、担当部署が違っているので、その旨関係部署に伝えると述べました。

いずれにしても、労働組合が作る派遣事業体については、労供労組協として具体的な要望事項をまとめ、再度労働省に要望書を出すなど交渉を重ねる必要があります。

〈要請内容の要旨〉
①供給地域を全国に、労供事業の有効期間五年、許可及び更新の簡素化の簡素化。
②労働組合がつくる派遣事業体の要件(派遣元責任者の実務経験、財産的基礎の要件)緩和。
③右事項を適宜確保すること。

労供労組協は、さる四月二二日(月)、労供事業の運用に関して労働省と交渉しました。